

『2024年度 根本正太郎奨学金（高校入学用）』募集要項

2023年6月吉日
公益財団法人公益推進協会

1. 目的

この「根本正太郎奨学金（以下、奨学金）」は、福島県出身の故根本正太郎様の遺産を活用して、向学心がありながら経済的な理由により就学が困難な者に対し、給付型奨学金を高校在学の期間支給することで、次世代を担う人材の育成を図ることを目的とします。

なお、この奨学金は返済の義務はなく、将来の就職等についても何等の義務もありません。他の奨学金制度との併用も可能です。

2. 応募資格

現在、福島県内の中学3年生で、人物・学力共に優れ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由で進学が困難であり、奨学援護を希望する者。

但し、2024年4月に学校教育法による福島県内の国公立のいずれかの全日制高校に現役で進学することが条件とします。（私立高校への進学は対象外）

(1) 収入制限

世帯年収（両親の合計）が給与所得者の場合は500万円以内（収入金額）、給与所得者以外の場合は300万円以内（所得金額）の家庭の生徒が対象です。

但し、両親のいずれかが会社経営者の方は対象外です。

3. 応募方法

募集期間：2023年6月1日～2023年8月31日（必着）※当日消印有効ではありませんのでご注意ください。

応募方法：下記書類を郵送で提出してください。

(1) 根本正太郎奨学金2024年度願書（高校入学用）

※願書は当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロードし、必要事項を記入してください。

(2) 成績証明書または通信簿のコピー（第1学年から直近分まで）

(3) 課税証明書（全項目証明） 2022年1月1日～12月31日までの収入内訳と所得内訳が記載されたもの 両親の証明書を各1通ずつ。

- ・ひとり親家庭の場合は、本人と同一世帯の父または母のいずれかの証明書1通を提出してください。
- ・無収入の場合は非課税証明書を提出してください。

(4) 個人情報に関する同意書（指定書式に署名・捺印）

応募関係書類（添付書類を含む）は返却しません。

4. 採用人数

2024年度の奨学生は5名程度採用します。

5. 給与期間・給与額

高等教育課程の最短修学年限の3年間（36ヶ月）を通じて、以下の金額を支給します。

月次給付金 3万円（年2回、まとめて振り込み）

3年間 総合計108万円

但し、休学及び退学した場合はそこで奨学金の支給は終了します。

6. 支給継続条件

次学年への進級が条件です。

- (1) 毎年度4月20日までに在学証明書（4月発行・学年が分かるもの）及び近況報告書（様式不問）を提出する。※初年度は在学証明書のみ
- (2) 毎年度9月20日までに在学証明書（9月発行）を提出する。
- (3) 高校卒業時に卒業証明書及び原稿用紙1枚の作文を提出する。

7. 願書等の郵送先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階
（公財）公益推進協会 根本正太郎奨学金担当

8. 選考方法及び通知

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で奨学生候補を決定します。

2023年10月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。

なお、最終決定は高校への入学確認後（2024年4月以降）となり、奨学金の交付には高校の在学証明書の提出が必要です。

9. 奨学金の支給

入学後、指定先口座に年2回（4月と10月）に分けて（18万円ずつ）振り込みます。

但し、振込手数料を差し引いた額とします。

この奨学金に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 根本正太郎奨学金担当

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5425-4204

E-mail : info@kosuikyo.com 問い合わせ対応時間：平日10：00～18：00

